

奈良県宿泊施設立地促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域の特性に応じた宿泊施設の立地促進を図ることにより滞在型観光を一層推進するため、宿泊施設の新設又は増改築等を行い、当該宿泊施設に係る投下資産を取得する者に対し、当該宿泊施設に係る投下資産の取得に要する経費について、予算の範囲内において奈良県宿泊施設立地促進事業補助金（以下「宿泊施設補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による旅館・ホテル営業（同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。）の許可（以下「旅館業法の営業許可」という。）を受けた県内の施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設を除く。）をいう。
- (2) 新設 宿泊施設の新築又は宿泊施設の用に供するために宿泊施設以外の施設の増築、改築、改装、改修、修繕等を行うことをいう。
- (3) 増改築等 既存の宿泊施設において、施設の増築、改築、改装、改修、修繕等を行うことをいう。
- (4) 投下資産 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号までに掲げる資産をいう。
- (5) 着工 宿泊施設の新設又は増改築等に係る工事若しくは設備等の導入に着手することをいう。
- (6) 操業 新設の場合にあつては旅館業法の営業許可を受けることをいい、増改築等の場合にあつては当該工事箇所又は導入設備等の全部を供用することをいう。

(補助対象事業)

第3条 宿泊施設補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、次の各号に掲げる宿泊施設の区分に応じ、当該宿泊施設の新設又は増改築等に係る投下資産の取得に要する費用（第5条第1項に規定する補助対象経費に該当する費用に限る。）の額が当該各号に掲げる額以上である宿泊施設の新設又は増改築等を行う事業で、知事が適当と認めるものとする。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 総客室数が5室以上10室未満の宿泊施設 | 1億円 |
| (2) 総客室数が10室以上20室未満の宿泊施設 | 2億円 |
| (3) 総客室数が20室以上30室未満の宿泊施設 | 3億円 |
| (4) 総客室数が30室以上宿泊施設 | 5億円 |

(補助対象事業者)

第4条 宿泊施設補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件に該当し、知事が適当と認める者とする。

- (1) 第6条第2項の規定により補助対象事業に関する計画（以下「事業計画」という。）の認定を受けた者であること。
- (2) 前号の認定を受けた日から1年以内に着工し、着工から3年（当該宿泊施設の客室数が100室以上であり、かつ、平均客室面積が20㎡以上である場合は、4年）以内に操業が行われる当該認定に係る宿泊施設の投下資産を取得する者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該補助対象事業に関し、チャレンジ資金（宿泊施設整備枠）その他の県の補助金等の交付を受けている者については、宿泊施設補助金の交付の対象となる者としない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当該補助対象事業に関し、宿泊施設補助金の交付を過去10年以内に受けている者については、宿泊施設補助金の交付の対象となる者としない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 宿泊施設補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、宿泊施設補助金の額に100万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

補助対象経費	当該宿泊施設に係る投下資産の取得に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）であって知事が認めるもの（当該宿泊施設の存する土地に係る所有権、賃借権、地上権等の取得に要する経費及び当該宿泊施設に係る機械、装置等の賃貸借契約に基づく支払に要する経費は、補助対象経費に含まない。）
補助金の額	補助対象経費に100分の10を乗じて得た額と1億円（当該宿泊施設の客室数が100室以上であり、かつ、平均客室面積が20㎡以上である場合は、2億円）とを比較して少ない方の額を上限として知事が定める額

- 2 前項の補助対象経費のうち、国、市町村等の補助金等の交付を受けたもの（交付決定や補助認定等の交付見込みを含む。）がある場合は、当該補助金等に相当する額を補助対象経費から除くものとする。

（事業計画の認定等）

第6条 宿泊施設補助金の交付を受けようとする事業者は、事業計画について、奈良県宿泊施設立地促進事業補助金事業計画認定申請書（第1号様式）及び知事が必要と認める書類（以下「事業計画認定申請書等」という。）を次の各号のすべてに該当する時期に知事に提出しなければならない。

- (1) 原則として着工する日の60日前まで
 - (2) 4月1日から翌年の1月31日
- 2 知事は、前項に規定する事業計画認定申請書等の提出があったときは、その内容について、知事が定める基準に基づき審査のうえ、事業計画の認定又は不認定を決定し、当該申請を行った事業者に対し書面により通知するものとする。
- 3 宿泊施設補助金の交付を受けようとする事業者は、着工より前に前項の認定を受けなければならない。
- 4 知事は、第2項の認定に当たり、宿泊施設補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付けるものとする。
- 5 第2項の認定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、事業計画を変更しようとするときは、奈良県宿泊施設立地促進事業補助金事業計画変更承認申請書（第2号様式）に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更（補助金の交付の目的及び条件に反しない計画の変更に限る。）については、この限りではない。
- (1) 次のすべてに該当する変更
 - ア 第7条第1項に規定する通知後に変更するもの
 - イ 補助対象経費が20パーセント以下の増減となるもの
 - ウ 補助事業の操業開始予定日が県の会計年度の変更を伴わないもの
 - (2) その他知事が軽微と認める変更
- 6 補助事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県宿泊施設立地促進事業補助金事業計画廃止承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。
- 7 補助事業者は、前項の規定による提出を行った日以後においては、第1項の規定にかかわらず、同項の事業計画認定申請書等（当該廃止した事業計画に記載された宿泊施設の存する土地を含む事業計画に係るものに限る。）を提出することはできないものとする。

(交付申請の上限額)

第7条 知事は、前条第2項の規定による事業計画の認定の通知をしたときは、当該通知をした日の属する県の会計年度の末日までに、第13条第1項の規定による交付申請の上限額を書面により認定事業者に通知するものとする。

- 2 第13条第1項の規定による交付申請の上限額は、第5条の規定により算出した補助金額とする。ただし、前段の第5条の規定により算出した補助金額の総額が当該年度の予算額を超えるときは、前段の規定にかかわらず、交付申請の上限額は予算の範囲において知事が定めるものとする。

(着工届等の提出)

第8条 補助事業者は、着工したときは、着工した日から起算して10日以内に工事着工届出書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、事業計画に記載された宿泊施設を操業したときは、操業を開始した日から起算して10日を経過した日又は操業を開始した日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに操業開始報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、知事は、補助事業者に対し、補助対象事業の遂行の状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(地位の承継)

第9条 補助事業者の地位は、合併、分割、譲渡その他の特別な事由がある場合に限り承継することができる。

- 2 前項の規定により、補助事業者の地位を承継しようとする者は、地位承継承認申請書（第6号様式）及び知事が必要と認める書類を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。この場合において、宿泊施設補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付けるものとする。
- 3 第1項の規定により補助事業者の地位を承継する者は、規則及びこの要綱に係る一切の権利及び義務を引き継ぐものとする。

(指示及び検査)

第10条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、事業計画が予定の期間内に完了しない場合又は事業計画の遂行が困難となった場合は、速やかに書面により知事に報告しなければならない。

(事業計画の認定の取消し)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助事業者に係る事業計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 投資する当該宿泊施設が第3条各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 第4条第1項各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (3) 第4条第2項に規定するチャレンジ資金（宿泊施設整備枠）その他の県の補助金等の交付を受けるとき。
- (4) 第6条第3項及び第5項の規定に違反したとき。
- (5) 第6条第4項及び第8条第2項後段の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (6) 第10条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (7) 偽りその他不正の手段により第6条第2項の認定を受けたとき。
- (8) その他法令又はこの要綱に違反したとき。

2 補助事業者は、知事が前項の規定により認定の取消を行った場合、第6条第1項の規定にかかわらず、同項の事業計画認定申請書等（当該取消を受けた事業計画に記載された宿泊施設の存する土地を含む事業計画に係るものに限る。）を提出することはできないものとする。

(宿泊施設補助金の交付申請及び実績報告)

第13条 宿泊施設補助金の交付を受けようとする補助事業者は、奈良県宿泊施設立地促進事業補助金交付申請書及び補助事業実績報告書（第7号様式）に、知事が必要と認める書類を添えて知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該宿泊施設に係る操業を開始した日から起算して60日を経過した日又は操業を開始した日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに行われなければならない。

(宿泊施設補助金の交付の決定等)

第14条 知事は、前条第1項に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、宿泊施設補助金の交付の決定及び宿泊施設補助金の額の確定を行い、当該申請を行った補助事業者に対し、書面により通知するものとする。

2 知事は、宿泊施設補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付けるものとする。

3 知事は、宿泊施設補助金の交付に当たっては、最長5か年に分割して行うことがで

きる。

- 4 知事は、前項の規定による分割年数及び交付年度ごとの補助金の額について、補助事業者の同意がある場合に限り、第1項に規定する宿泊施設補助金の交付の決定及び宿泊施設補助金の額の確定後に変更することができる。この場合において、知事は変更後の分割年数及び交付年度ごとの補助金の額を通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第15条 前条第1項の規定による宿泊施設補助金の交付の決定及び宿泊施設補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、宿泊施設補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による宿泊施設補助金の交付の決定及び宿泊施設補助金の額の確定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(宿泊施設補助金の交付の請求等)

- 第16条 第14条第1項の規定による宿泊施設補助金の交付の決定及び宿泊施設補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、奈良県宿泊施設立地促進事業補助金請求書(第8号様式)により、宿泊施設補助金(同条第3項の規定により分割された場合にあっては、指定された交付年度ごとの宿泊施設補助金の額)の交付を請求することができる。
- 2 知事は、前項に規定する奈良県宿泊施設立地促進事業補助金請求書の提出があった場合において適当と認めるときは、宿泊施設補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

- 第17条 知事は、第14条第1項の規定による宿泊施設補助金の交付の決定及び宿泊施設補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、宿泊施設補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 第9条第2項後段及び第14条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
 - (2) 第10条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により宿泊施設補助金の交付を受けたとき。
 - (4) その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- 2 前項の規定により宿泊施設補助金の交付の決定の全部を取り消した場合は、当該宿泊施設補助金に係る第6条第2項の規定による認定を取り消したものとみなす。

(宿泊施設補助金の返還)

第18条 前条第1項の規定により、宿泊施設補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した宿泊施設補助金の返還を命ずるものとする。

(営業の休止及び廃止)

第19条 宿泊施設補助金の交付を受けた者（第9条第1項の規定により補助事業者の地位を承継した者を含む。以下「補助金受給者」という。）が、操業した日から10年以内に、当該宿泊施設の営業の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ、営業休止・廃止承認申請書（第9号様式）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、必要な条件を付けるものとする。

2 知事は、前項の承認に当たり、補助金の全部又は一部を返還させる必要があると認めるときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 第1項の規定による申請がない場合であっても、当該宿泊施設の営業の全部又は一部を休止し、又は廃止している状態にあり、補助金の全部又は一部を返還させる必要があると認めるときは、知事は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第20条 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。

2 規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が100万円以上の投下資産及び第6条第2項の規定による認定又は同条第5項の規定による変更の承認を受けた事業計画に係る当該宿泊施設に関する信託法（平成18年法律第108号）第2条第7項に規定する受益権とする。

3 補助金受給者は、規則第20条の規定により処分を制限された財産について、宿泊施設補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（第10号様式）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金受給者が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合その他これらに準ずる場合には、補助金等の交付の目的に反しない使用として、財産処分には該当せず、この条の規定は適用しないものとする。

4 知事は、前項の承認に当たり、必要があると認めるときは、必要な条件を付けるものとする。

5 第3項の承認を受けた補助金受給者は、取得財産を処分した後、14日以内に財産処分報告書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、取得財産の

処分が完了したことを報告しなければならない。

(1) 取得財産の処分の内容を証する書類の写し

(2) その他知事が必要と認める書類

6 知事は、前項の規定による報告を受けて、補助金の全部又は一部を返還させる必要があると認めるときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

7 知事は、補助金受給者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(加算金)

第21条 補助金受給者は、第18条並びに第19条第2項及び第3項並びに前条第6項の規定により宿泊施設補助金の返還を命じられたときは、原則として、規則第18条の規定に基づき計算した加算金を県に納付しなければならない。

(調査及び報告)

第22条 補助金受給者は、操業を開始した日から10年間は、各年度の会計年度の末日までに営業状況報告書（第12号様式）により営業状況を報告しなければならない。

2 補助金受給者は、第9条、第12条第1項各号及び第17条第1項各号に該当するに至ったときは、速やかに書面により知事にその旨を報告しなければならない。

3 補助金受給者は、補助事業の遂行に当たり、業務委託先の変更その他の旅館業を営むに当たり重要な変更が生じるときは、あらかじめ、書面により知事にその旨を報告しなければならない。

(宿泊施設補助金の経理等)

第23条 補助金受給者は、宿泊施設補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を操業を開始した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第24条 補助金受給者は、取得財産に係る台帳を備え、その保管状況を明らかにするとともに、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月１７日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の奈良県宿泊施設立地促進事業補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、令和６年４月１日以後に改正後の要綱第６条第２項の規定より補助対象事業に関する計画の認定を受けた者に係る宿泊施設補助金について適用し、同日前にこの要綱による改正前の奈良県宿泊施設立地促進事業補助金交付要綱第６条第２項の規定により補助対象事業に関する計画の認定を受けた者に係る宿泊施設補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年１月８日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の奈良県宿泊施設立地促進事業補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、令和７年１月８日以後に改正後の要綱第６条第２項の規定より補助対象事業に関する計画の認定を受けた者に係る宿泊施設補助金について適用し、同日前にこの要綱による改正前の奈良県宿泊施設立地促進事業補助金交付要綱第６条第２項の規定により補助対象事業に関する計画の認定を受けた者に係る宿泊施設補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年８月１９日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の奈良県宿泊施設立地促進事業補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、令和７年８月１９日以後に改正後の要綱第６条第２項の規定より補助対象事業に関する計画の認定を受ける者に係る宿泊施設補助金について適用し、同日前にこの要綱による改正前の奈良県宿泊施設立地促進事業補助金交付要綱第６条第２項の規定により補助対象事業に関する計画の認定を受けた者に係る宿泊施設補助金については、なお従前の例による。